

滝川市営住宅地下貯油槽定期点検等に関する仕様

- 1 地下式貯油槽の定期点検及び漏えい検査は、「消防法」、「危険物の規制に関する政令」及び「危険物の規制に関する規則」の定めるところによるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書（最新版）」によるものとする。
- 2 日常の在庫管理は、次の項目について週に一度点検を行うものとする。ただし、積雪期は毎月の点検でも可とする。
 - (1) 地下タンクのメーターを確認し、液面指示計との誤差がないか確認する。
 - (2) 検尺によりメーターに誤差がないか確認する。
 - (3) 漏えい検査管により油漏れが発生していないか確認する。
- 3 2の結果は、点検が行われた日の日報にその内容を記載するとともに、月次事業報告書で毎月の結果を報告するものとする。なお、報告の様式は、指定管理者の自由とする。
- 4 本業務に必要な配管の閉止、ウエス等の消耗品、機器、工具、備品はすべて指定管理者の負担とする。
- 5 点検者は、一般財団法人全国危険物安全協会の甲種危険物取扱者免状又は乙種危険物取扱者免状（消防法別表の第4類に掲げる危険物に係るものに限る。）の交付を受けている者とする。
- 6 指定管理者は、関係法令に従って事故防止に努めるとともに、公害、災害発生の恐れがある場合は、滝川市と協議し適切な措置をとるものとする。